

議案第 4 号

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定により、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第 2 条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成 6 年里庄町条例第 12 号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 27 年里庄町条例第 19 号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き在職する間は、適用しない。